

○住民税に関する事項

住民税	非上場株式の 少額配当	非居住者 の特例	配当割額控除額	特定配当等の 全部の申告不要	給与、公的年金等以外の 所得に係る住民税の徴収方法		都道府県、市区町村 への寄附 (特例控除対象)	共同募金、日赤 その他の寄附	都道府県 条例指定寄附	市区町村 条例指定寄附
	円	円	円	円	特別徴収	自分で納付				
				○			円	円	円	円